

来年4月から 75歳以上のかたの 医療制度が変わります



75歳以上のかたは現在、「老人保健」で医療を受けていますが、来年4月からは、現在加入中の国保などを脱退し、新しくできる「後期高齢者医療制度」に移ります。

75歳以上のかた 全員が対象です

現在
老人保健の受給者証をお持ちのかた

75歳以上のかた
一定の障害がある
65歳以上のかた



来年4月から

後期高齢者医療 制度の被保険者

現在、75歳以上のかた(後期高齢者)は、病院にかかったとき「老人保健医療制度」で医療を受けています。この制度は昭和58年に施行された後、高齢化に対応するため患者負担を引き上げたり、公費の負担割合を増やしたりすることで続いてきました。しかし、老人保健の医療費は、平成16年度の国民すべての医療費約32兆円のうち、その3分の1に当たる約11兆円にまでふくらんでいます。老人医療費には、公費のほか、高齢者と現役世代の保険料が充てられています。高齢者自身と現役世代が、

医療費の負担割合を明確化

現在の老人保健医療

75歳以上のかたの医療費	
老人拠出金(5割)	公費(5割)

↑ 拠出金

国保・被用者保険

↑ 保険料

国民健康保険や被用者保険などのすべての被保険者(75歳以上含む)



来年4月からの後期高齢者医療

75歳以上のかたの医療費	
現役世代(4割)	公費(5割)

保険料(1割)

↑ 支援金

国保・被用者保険

↑ 保険料

75歳以上のかた

0~74歳のかた



不公平感をなくすため 財源の負担割合を明確に

「後期高齢者医療制度」の財源は、患者負担を除くと、公費(国、県、市町村の税金)5割、現役世代が納めている国民健康保険や被用者保険からの支援4割、75歳以上の高齢者からの保険料1割となります(右図参照)。

運営は新たに設立した 県全体の広域連合で

今の老人保健制度の運営主体は各市町村ですが、高齢者の医療費を将来にわたって安定したものにしておくため、後期高齢者医療制度の運営は、県内すべての市町村でつくる



1,000円分の券が600円！ バス券が安くなる 優遇制度をどうぞ

満70歳以上のかたは、秋田中央交通が運行する路線バス(高速バス・定期観光バスを除く)で利用できる1冊千円分の高齢者専用回数券(ゆうゆう乗車券)を、1冊600円で、月7冊まで買うことができます。

購入には「高齢者バス優遇資格証明書」が必要です。まだお持ちでないかた、有効期限が切れているかたは、下記の窓口で申請・更新を。

介護・高齢福祉課tel(866)2095

申請窓口
(平日のみ)

介護・高齢福祉課 土崎支所 新屋支所
アルヴェ市民サービスセンター
河辺市民センター 雄和市民センター
各地域センターと岩見三内・大正寺連絡
所でも受け付けて、取り次いでいます。



水中運動で 介護予防！

はつらつくらぶ

水中運動やストレッチ、筋力トレーニングなどで体を鍛えて、介護予防に役立てましょう！ 無料送迎バスも出ます。運動後に温泉も楽しめます。

対象 65歳以上のかた(要支援・要介護のかたを除く)。水中運動などの未経験者、高齢者を優先します

会場時間 ザ・ブーン 午前10時～午後3時
ユフォーレ 午前10時～午後3時30分

参加費 1回につき400円(昼食は自己負担)

定員 選考により、各コースともザ・ブーンが30人、ユフォーレが25人

コース名	実施日
ザ・ブーン 第1コース	10月15日(月)・29日(月)、11月12日(月)・26日(月)、12月10日(月)・24日(月)
	10月22日(月)、11月5日(月)・19日(月)、12月3日(月)・17日(月)、1月7日(月)
ユフォーレ 第3コース	9月3日(月)、10月22日(月)、11月5日(月)・19日(月)、12月3日(月)・17日(月)
	9月14日(金)、10月26日(金)、11月9日(金)・30日(金)、12月14日(金)・21日(金)

送迎バス 第1・2コースは秋田駅東口 ザ・ブーン、第3コースは秋田駅東口 ユフォーレ、第4コースは雄和 河辺畑谷 戸島 岩見 ユフォーレ

申し込み

8月10日(金)まで介護・高齢福祉課tel(866)2095



いつまでも安心して暮らせるように(一つ森公園)

「秋田県後期高齢者医療広域連合」が広域的に行います。

広域連合では県内の市町村役場から派遣された職員たちが、被保険者の認定や保険料の決定など、制度の運営全般を行います。

その一方で窓口業務は、住民にいちばん身近である市町村が行います。秋田市のかたの保険料の徴収や申請の受け付けなどは秋田市役所で行います。

保険料は 所得に応じて負担

保険料は、被保険者全員が頭割り負担する「均等割額」と、所得に

応じて負担する「所得割額」の合計です。所得の低いかたは、その水準に応じて均等割額も軽減されます。保険料は秋田県内なら、どの市町村に住んでいても同じ金額になります。

お医者さんにかかるときの 自己負担は変わりません

病院で払う自己負担の割合は、今と変わらず1割です(現役世代並みの所得のかたは3割)。また、1か月の自己負担額の上限も設けられません。

さらに、医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額の合計が高額になったときに負担を軽くする制度を、



問い合わせ

秋田県後期高齢者医療広域連合
tel(838)0610

<http://www.akita-kouiki.jp/>

障害福祉課医療福祉室
tel(866)2513

新しくつくり直します。保険料の具体的な金額など、詳しくは今後の「広報あきた」でお知らせします。